

本市におけるいじめ防止の取組みについて

【市のいじめ防止の取組み】

1. 「児童生徒指導室」の新設

令和3年度より、教育委員会事務局内に各校でのいじめ・不登校対応に特化した「児童生徒指導室」を新設。

<所掌事務>

生徒指導、進路指導、学校保健、部活動、青少年補導員、青少年指導センター業務、教育相談、地域連携等

<構成メンバー：21名>

室長1名、担当室長1名、指導主事4名、行政職員2名、教育相談統括1名、SSW統括1名、SSW3名、教育相談員7名、教育支援センター『フレンズ』担当者1名

趣旨

子どもの貧困やいじめ、不登校への対応などの児童生徒の支援、指導にかかる課題も複雑化している中で、スピード感をもって機能的かつ効果的に対応できる組織体制の構築が必要であるため、教育センターを別館3階に移転させ、増加傾向にある学校でのいじめや不登校、生徒指導事案の取り組みは、家庭、地域との連携が非常に重要であることから、学校現場や担当指導主事、SC、SSWが速やかに情報共有し、必要な手立てがとれるよう、児童生徒指導室として一本化した。

2. 「生徒指導担当者会」の実施

生徒指導主事定例会（月3回）では、市内各校におけるいじめ等の状況や対応の在り方について共有、検討を行っている。

また、生徒指導担当者会（月1回）においては、いじめ等に関する市全体の傾向や、未然防止の取組みにの共有や研修を実施し、学校の生徒指導体制のサポートや市全体の生徒指導対応力のボトムアップを図っている。

令和7年度は、年間を通して、「発達支持的生徒指導」をテーマに研修を実施する。

3. 生徒指導関係連携会議（月1回）

児童生徒指導室・子育て支援室・人権施策室・いじめ相談解決室及びSSW・大阪府SSWのスーパーバイザーで、重篤化しそうな事案について協議し、事案の重篤化を防いでいる。

4. 「こころの日記」システム

令和4年度から、児童生徒のタブレット端末内に「こころの日記」システムを導入し、運用を行っている。児童生徒はその日の気分を選択したり、直接言葉で伝えにくい不安や心配事等をシステムを用いて送信したりすることができ、いじめの早期発見・早期対応につなげている。

5. 「いじめ相談・解決室」との連携

令和5年度から市長部局に「いじめ相談・解決室」に相談窓口が開設された。設置の目的は、いじめは人権侵害であるという視点で市長部局として関わり、相談窓口を開設することで、児童生徒と保護者のいじめ相談窓口の選択肢が増えた。さらに、事案に対して早期に介入することにより学校・教育委員会のいじめ対応を補助・補完し、いじめの長期化・深刻化防止を図る。

6. 教育相談員及びSSWの常勤化

令和7年度より、教育相談員及びSSW等専門職の常勤化での配置を進めている。今後もいじめの防止等に向けて学校と教育委員会が一体となって組織的に対応していく。